

令和 5 年
加古川市農業委員会
第 1 回臨時総会

日 時 令和 5 年 3 月 24 日（金）月次総会終了後
場 所 加古川市役所北館 4 階 大会議室

加古川市農業委員会

総会次第

1. 開会

2. 議長選出

3. 委員出席状況の報告

4. 議事録署名委員の指名

5. 議案審議

決議事項

議案第1号 加古川市農業委員会農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積にかかる狭小農地等の区域指定に関する取扱いに関する要綱の廃止について

議案第2号 加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について
同意を求めること

附帯決議

- 1 議決事項の内容については、農業委員会内で周知を図り情報共有に努めること。
- 2 議決事項中、上級行政庁の指示によって文言等の修正を必要とするときは、会長に一任する。
- 3 議決事項中、軽微な事項の修正及び違算誤字の修正を必要とするときは、会長に一任する。

6. 閉会

議案第1号

加古川市農業委員会農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積にかかる狭小農地等の区域指定に関する取扱いに関する要綱の廃止について

加古川市農業委員会農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積にかかる狭小農地等の区域指定に関する取扱いに関する要綱を廃止するものとする。

令和5年3月24日提出

加古川市農業委員会 会長 馬 田 禧 紹

議案第1号 加古川市農業委員会農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積にかかる狭小農地等の区域指定に関する取扱いに関する要綱の廃止について

提案内容

加古川市農業委員会農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積にかかる狭小農地等の区域指定に関する取扱いに関する要綱を廃止する。

廃止日は令和5年4月1日とする。

提案理由

令和5年4月1日に施行される改正農地法において、従来の農地法第3条第2項第5号が削除され、いわゆる下限面積要件が撤廃されることに伴い、本要綱が不要となるため、要綱を廃止しようとするものである。

なお、今後は農地法の趣旨並びに農林水産省のガイドラインに沿って農地法第3条の許可の判断を行う。

現行

加古川市農業委員会農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積にかかる狭小農地等の区域指定に関する取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市農業委員会（以下「委員会」という。）が定める農地法（以下「法」という。）第3条第2項第5号に規定する別段の面積（以下「別段面積」という。）にかかる狭小農地等の区域指定に関する取扱いを定めることにより、単独での売買や貸借が難しい狭小農地等の遊休化を防ぎ、もって農村環境の保全や、市内外からの新規就農者の参入促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「狭小農地等」とは、次の各号のいずれかに該当する概ね1アールから5アールまでの面積の農地であって、将来的に遊休化する恐れがあると認められる農地をいう。

- (1) 加古川市空き家バンクに登録された空き家に付随する農地であって、当該空き家を取得しようとする者が管理、耕作することが適当と認められる農地。
- (2) 加古川市田園まちづくり地域における空き家、空き地情報（以下、「田まち情報バンク」という。）に掲載された空き家、空き地に付隨する農地であって、当該空き家、空き地を取得しようとする者が管理、耕作することが適当と認められる農地。
- (3) 加古川市農地情報バンクに登録された農地。

(狭小農地等の取得等)

第3条 前条各号に規定する狭小農地等の所有者（以下「所有者」という。）は、当該狭小農地等の権利移転又は権利設定を希望する者（以下「申請者」という。）がいる場合にあって、申請者の現耕作地の面積と当該狭小農地等の面積の合計が当該狭小農地等の所在する区域の別段面積に満たない場合、委員会に対し申請者と連名で別紙様式第1号により、当該狭小農地等に関する別段面積及び区域の指定を申請することができる。ただし、以下の各号に該当する農地については、原則として申請することはできないものとする。

- (1) 法第3条により賃借権、使用貸借権等が設定されている農地
- (2) 農業経営基盤強化促進法による利用権が設定されている農地
- (3) 農地中間管理事業による権利が設定されている農地
- (4) 多面的機能支払交付金事業や中山間地域直接支払交付金事業等補助事業の対象となっている農地
- (5) 作業受委託契約がされている農地
- (6) 地域等が取り組む集団的営農活動に参加している農地
- (7) 荒廃農地であって非農地判断が相当と認められる農地
- (8) 違反転用等されている農地

2 前項の申請があった場合、委員会は次の各号について、現地調査等を実施する。

- (1) 当該狭小農地等を適正に管理できる営農計画であること。
- (2) 前条第1号の規定による農地にあっては、原則として空き家の存在する同一集落地内に所在する農地、第2号の規定による農地にあっては、空き家、空き地の存在する同一田園まち

づくり地域内に所在する農地であって、それぞれ前号の営農計画上、当該空き家からの通作等に支障がないと認められること。

(3) 前項各号に該当しない農地であること。

3 現地調査等の結果、前項各号に該当すると認められる場合は、月次総会に上程し、可決された場合は直ちに公示するものとする。

4 前項により公示された場合は、所有者及び申請者は法第3条許可申請書を委員会に提出するものとする。ただし、法第3条許可申請書に添付された営農計画書が、先に提出された別紙様式第1号に添付されている営農計画書と内容に変わりない場合は、会長専決により直ちに法第3条許可書を交付し、直近の月次総会に報告するものとする。

5 前項の規定による許可がされた後、もしくは指定後相当期間経っても法第3条許可申請されない場合、委員会は、直近の月次総会において当該狭小農地等にかかる別段面積の指定を取り消す決議を行うものとする。

6 当該狭小農地等が加古川市農地情報バンクに登録のある農地であって、法第3条の規定による権利の取得または移転の許可がされた場合は、加古川市農地情報バンクを所管する株式会社ふあーみんサポート東はりまに対して通知するものとする。

(取得等された狭小農地等の管理等)

第4条 申請者は、当該狭小農地等の権利を取得または移転した後、申請者は法第2条の2の規定を遵守し、当該狭小農地等を優良な農地として管理に努めるものとする。

2 申請者は、当該狭小農地等の権利を取得または移転した後、別紙様式第2号により少なくとも5年以上、農地の利用状況を委員会に報告するものとする。

3 委員会は、当該狭小農地等については、適宜、利用状況の確認を行うものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。(様式の改正)

附 則

この要綱は、令和4年3月24日から適用する。

(様式は省略)

議案第2号

加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について同意を求めるこ

中崎正基 農地利用最適化推進委員の辞任について、同意するものとする。

令和5年3月24日提出

加古川市農業委員会 会長 馬田 禧紹

議案第2号 加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について 同意を求めること

提案内容

中崎正基 農地利用最適化推進委員から、3月13日付で一身上の都合を理由として辞任届が提出された。農業委員会等に関する法律第23条の規定により、農業委員会の同意を求めるものである。

関係法令（抜粋）

農業委員会等に関する法律（昭和二十六年三月三十一日 法律第八十八号）

（推進委員の辞任）

第二十三条 推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。

附帯決議

- 1 議決事項の内容については、農業委員会内で周知を図り情報共有に努めること。
- 2 議決事項中、上級行政庁の指示によって文言等の修正を必要とするときは、会長に一任する。
- 3 議決事項中、軽微な事項の修正及び違算誤字の修正を必要とするときは、会長に一任する。



加古川市